

厚生労働省説明資料

医療観察制度の対象者である加害者に対する被害者の心情伝達等

第4次犯罪被害者等基本計画の見直しに関する要望・意見

医療観察制度において、刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様、審判後の処遇時（入院中・通院中）に心情を伝達する（直接を含む）機会を与えてほしい。

現状

- 医療観察法に関するガイドライン等においては、対象者の社会復帰の早期実現を目標として、「他害行為について認識し、自ら防止できる力を獲得する」ことや「被害者に対する共感性を養うこと」等の記載がされている。
- 被害者の心情伝達をすることが対象者の社会復帰の早期実現につながるかどうかは、対象者の病状等により異なると思われる。
- 対象者の社会復帰の早期実現のために被害者の心情伝達が行われているかは、厚生労働省では把握していない。

検討すべき課題

- 医療観察制度は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者について、継続的かつ適切な医療等を行うことによって、その病状の改善及びこれらに伴う同様の行為の再発の防止を図ることで、その社会復帰を促進することを目的とするものであって、刑罰に代わる制裁を科すことを目的とするものではない。そのため、刑事事件の心情等聴取・伝達制度（※）をそのまま流用することは適当ではないのではないか。医療観察制度において心情等伝達をする目的を勘案する必要がある。
- 被害者の心情等伝達をすることが対象者の社会復帰の早期実現につながるか。治療への影響についても確認する必要がある。
- 被害者の心情を誰がどのようにどの時点で対象者に伝達するか。

（※）刑事施設や少年院において、申出のあった被害者等からその心情等を聴取し、矯正処遇等にいかすほか、受刑者等に伝達するものであり、令和5年12月1日から運用を開始している。

今後の取組・対応方針

刑事事件の心情等聴取・伝達制度と同様に被害者の心情を伝える機会を医療観察法の対象者に対して設けることについては、その目的及び治療に与える影響の大きさ等を勘案しつつ検討していく。